

令和8年度 第4回吉川区地域協議会次第

日時：令和8年7月16日（木）午後6時30分
場所：吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 事務局報告

- ・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

4 自主的な審議

(1) 自主的な審議事項について

(2) その他

5 そ の 他

- ・次回地域協議会の日程調整

月 日（ ） 時 分から
吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

6 閉 会

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は9時～21時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週1日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	吉川区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	10
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	8
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	3
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	4
上記のいずれかの取組を実施	220/223	12/12

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9時～21時 月1日及び年末年始休館	10時～22時（猛暑対策） 17時～22時予約制 週1日及び年末年始休館
公民館	8時30分～22時 年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理	9時～21時 週1日又は月2日、年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理 13区：16時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設） ※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～22時	9時～21時
休館日	第1・3月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8時30分～22時	9時～21時
休館日	年末年始	水曜日、第3木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～17時	10時～16時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12月～2月は週2日）、年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	吉川区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	3
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	-
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	2
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	-
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	3
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	-
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	-
	やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	8
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【吉川区】**

資料 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	吉川コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	源地域生涯学習センター	○	○	社会教育課
4	吉川地区公民館	○		社会教育課
5	吉川地区公民館川谷分館	○	○	社会教育課
6	吉川地区公民館旭分館	○		社会教育課
7	吉川旭地区農業拠点センター	○	○	社会教育課
8	吉川多目的集会場	○	○	社会教育課
9	吉川体育館	○	○	スポーツ推進課
10	吉川野球場	○	○	スポーツ推進課
11	吉川テニスコート	○	○	スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	<u>600円</u>	510円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1施設	<u>200円</u>	160円
	中学生以下	1施設	<u>100円</u>	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「吉川コミュニティプラザ」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

また、休館日は、合併前上越市の公民館や図書館にて、すでに定期的な休館日を行っている現状及び利用実態を勘案し、利用の少ない曜日を休館日とします。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日、年末年始	年末年始

「源地域生涯学習センター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。また、現在休止中である校舎棟に係る区分を廃止します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	年末年始	なし

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
第 1 会議室	1 室 1 時間につき	廃止	210 円
第 2 会議室		廃止	210 円
工作室		廃止	220 円
体育館		1,200 円	960 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

(例 1) 使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

(例 2) 使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

(例 3) 使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「吉川多目的集会場（吉川地区公民館）」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
大会議室	1 室 1 時間に つき	<u>1,100 円</u>	920 円
中会議室		<u>400 円</u>	300 円
小会議室		<u>200 円</u>	170 円
和室		<u>300 円</u>	210 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「吉川地区公民館川谷分館」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
体育館	1 室 1 時間につき	500 円	480 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

(例 1) 使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

(例 2) 使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

(例 3) 使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「吉川旭地区農業拠点センター（吉川地区公民館旭分館）」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台は 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
談話室	1 室 1 時間につき	150 円	110 円
調理実習室		150 円	110 円
集会室		150 円	110 円
和室		150 円	110 円
研修室		500 円	420 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「吉川体育館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 一体管理をしている吉川公民館の見直し内容に合わせて、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

→ アリーナの占用利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模（バレーボールコート 2 面程度）の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→ アリーナの共用利用及びステージは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
アリーナ	占用利用		1 時間につき	<u>1,200 円</u>	620 円
	照明設備			<u>(廃止)</u>	210 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	210 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	840 円
			回数券 (11 回分)	4,000 円	なし

		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	110 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	440 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	なし
ステージ	占用利用		1 時間につき	<u>300 円</u>	210 円

※営利又は営業上の目的で利用する場合は、使用料の 200 パーセントの額を 300 パーセントの額に改定

「吉川野球場」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有するにおいて、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	日の出から日没まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、現状の休館日を設定するとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合はその翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 月曜日、11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 占用利用は、市内の野球場同規模（面積が 6,600 m²以上、9,999 m²以下）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
占用利用	1 時間につき	<u>500 円</u>	480 円

※営利又は営業上の目的で利用する場合は、使用料の 200 パーセントの額を 300 パーセントの額に改定。

「吉川テニスコート」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

一体管理をしている吉川体育館の見直し内容に合わせて、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 9 時まで	日の出から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、現状の休館日を設定するとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合はその翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 月曜日、11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 占用利用は、市内の庭球場同種類（ハードコート）の平均使用料（10 円単位切捨）に改定

→ 照明設備は、市内の庭球場照明設備の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
占用利用	1 面 1 時間につき	<u>200 円</u>	260 円
照明設備	1 面 1 時間につき	<u>600 円</u>	510 円

※営利又は営業上の目的で利用する場合は、使用料の 200 パーセントの額を 300 パーセントの額に改定。

公の施設白書

(令和6年度実績・吉川区抜粋版※)

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
(財務部資産活用課)

1 はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

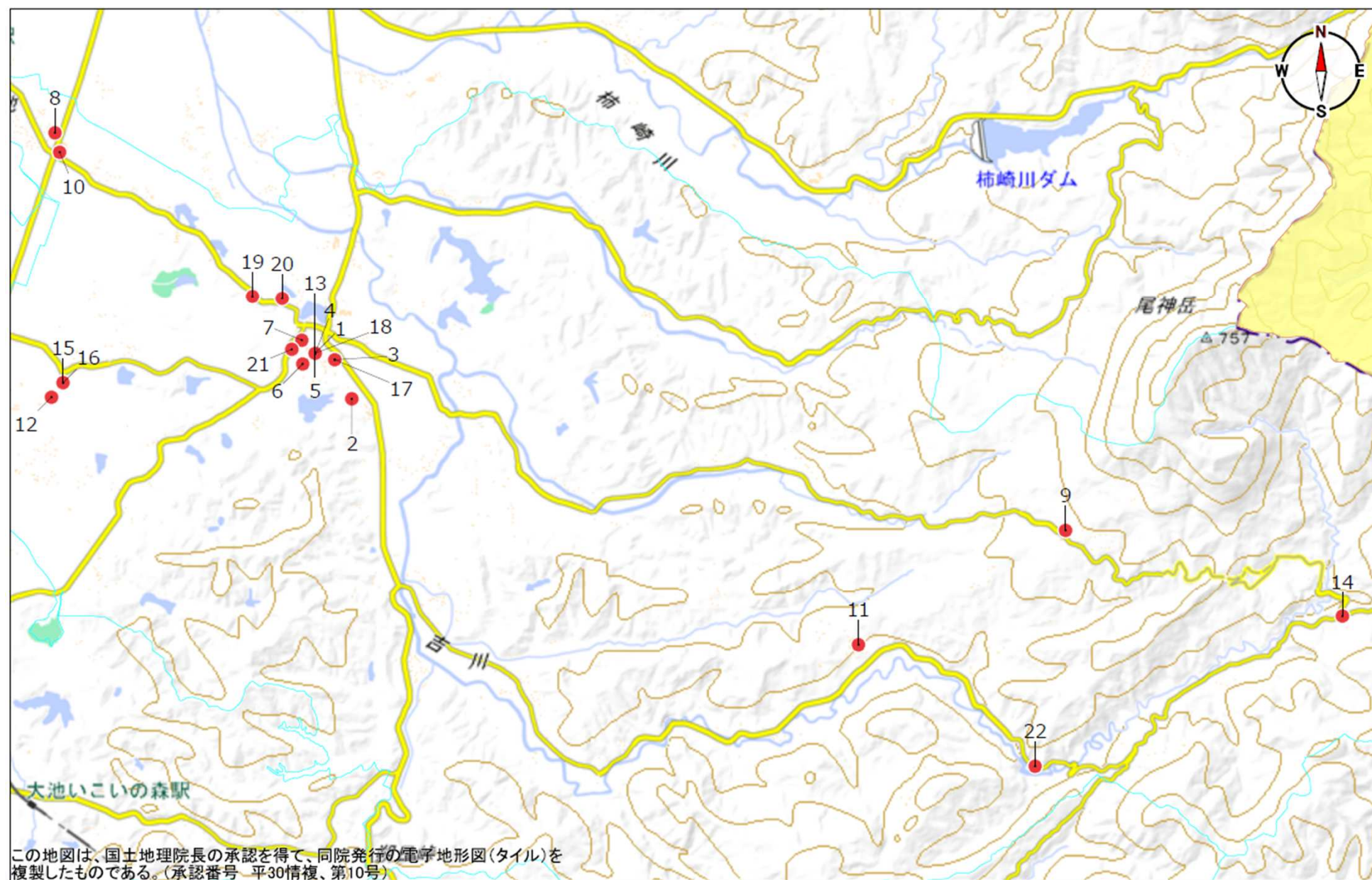
3 公の施設の現状

1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	上越市立吉川小学校	小学校	コンクリ	36/47	4,793.00	77	24,808	322,182	直営	別の計画等
2	上越市立吉川中学校	中学校	コンクリ	47/47	5,230.00	61	24,649	404,082	直営	別の計画等
3	吉川保健センター	保健センター	コンクリ	30/50	707.58	3,928	3,931	1,001	直営	現状維持
4	国民健康保険吉川診療所	医療機関	鉄骨	26/38	661.89	7,349	-5,523	-752	直営	現状維持
5	吉川体育館	体育館	鉄骨	40/34	1,499.15	6,085	1,008	166	直営	現状維持
6	吉川野球場	野球場	-	32/-	0.00	274	1,043	3,807	直営	後期適正配置
7	吉川テニスコート	テニスコート	-	36/-	0.00	1,178	22	19	直営	後期適正配置
8	吉川ゆったりの郷	日帰り温浴施設	コンクリ	27/47	3,457.25	124,245	11,506	93	指定管理	引き続き協議
9	吉川スカイトピア遊ランド	交流宿泊施設	コンクリ	34/50	1,405.24	9,440	9,333	989	指定管理	現状維持
10	道の駅よしかわ杜氏の郷	観光施設	木造	20/22	441.60	70,784	5,620	79	直営(業務委託)	現状維持
11	源地域生涯学習センター	生涯学習センター	鉄骨	95/34	1,989.00	1,078	1,681	1,559	直営	現状維持
12	吉川旭地域生涯学習センター	生涯学習センター	鉄骨	42/34	676.00	677	1,438	2,124	直営	貸付又は譲渡

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
13	吉川地区公民館	公民館	コンクリ	40/50	724.52	2,578	4,348	1,687	直営	現状維持
14	吉川地区公民館川谷分館	公民館	鉄骨	48/34	323.00	301	173	575	直営	現状維持
15	吉川地区公民館旭分館	公民館	木造	26/24	337.86	1,496	204	136	直営	現状維持
16	吉川旭地区農業拠点センター	地区集会施設	木造	26/24	337.86	0	0	-	直営	現状維持
17	吉川コミュニティプラザ	コミュニティプラザ	コンクリ	30/50	3,703.71	9,095	16,214	1,783	直営(業務委託)	現状維持
18	吉川多目的集会場	貸館・交流施設	コンクリ	40/50	724.52	0	0	-	直営	現状維持
19	市営住宅 稲場先住宅	市営住宅	コンクリ	48-49/38	1,109.40	14	-585	-41,786	直営	別の計画等
20	特定公共賃貸住宅 ハイッ桜咲	特定公共賃貸住宅	木造	23-24/22	1,342.18	23	-3,627	-157,696	直営	別の計画等
21	原之町地区農村公園	農村公園	-	35/-	0.00	-	145	-	直営	別の計画等
22	丸滝地区農村公園	農村公園	-	28/-	0.00	-	51	-	直営	別の計画等
	小計					238,683	96,439	404		

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数。市営住宅のように、複数の建物があり、建築年数が異なる場合は「20-25/47」のように幅を持たせて表記。
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。